

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和8年8月19日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 柳 田 遊

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和8年7月1日から令和8年7月31日

3 監査の対象部課等

総務部 税務収納課
子ども育成部 保育幼稚園課
教育委員会 教育施設給食課

4 監査の対象

令和7年度の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・公有財産が適切に管理されているか。
 - ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - ・組織、運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金の事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施した。

7 監査結果

【総務部 税務収納課】

令和7年度において旅費の不払いがあり留意事項とした。なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口

頭で指導した。

【子ども育成部 保育幼稚園課】

財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【教育委員会 教育施設給食課】

財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 意見

【総務部 税務収納課】

(1) 町税等の確保について

令和7年度の町税歳入決算額は初めて100億円を超え、全体収納率も直近5年で最も高かった。

今後も、町税等にかかる収納率の維持・向上のため、職員間の知識の共有やその継承等に取り組んでいただきたい。

(2) 随意契約について

長期にわたる随意契約が行われていたが、業者の選定理由を明確に説明できるよう、ベンダーロックインの回避と競争性を保つため、価格妥当性の検証を行っていただきたい。

【子ども育成部 保育幼稚園課】

(1) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）運営委託について

近年、共働き世帯の増加等により児童クラブに対する多様なサービスへの需要が高まっている中、新たに着手したサマースクール事業等を参考に、これまでの通年の児童クラブの運営や委託業者の選定方法等を検証されたい。

【教育委員会 教育施設給食課】

(1) 町立小・中学校の施設整備について

今後、町立小・中学校全体の老朽化が進んでいく中、児童・生徒の安全確保とともに快適で安心できる学習環境の整備のため、老朽化対策工事等を着実に推進していただきたい。